



川崎市新型コロナウイルス感染症
に係る予防接種実施計画
〔第6版〕

令和5年9月
川崎市

目 次

1	計画の趣旨と方針	1
(1)	趣旨	1
(2)	実施期間	2
(3)	策定方針	2
2	接種対象者	3
(1)	対象者の範囲及び接種費用	3
(2)	接種場所の原則と例外	3
(3)	対象者	3
(4)	ワクチンの種類	4
(5)	予防接種法における公的関与(努力義務・接種勧奨)	5
3	接種状況	7
(1)	接種回数	7
(2)	接種率	8
(3)	令和4年秋開始接種の接種人数・接種率	8
4	接種券の発送	10
5	接種体制	11
(1)	基本方針	11
(2)	個別接種	11
(3)	巡回接種	13
(4)	集団接種	14
6	ワクチン接種に関連する主な対応	15
(1)	市民に対する情報提供等	15
(2)	ワクチン接種の予約受付・予約支援	15
(3)	初回接種の推進	15
(4)	乳幼児・小児接種の実施	16
(5)	ワクチンの有効活用	16
(6)	副反応への対応	16
(7)	障害者・外国人・戸籍又は住民票に記載のない者への対応	17
7	市内医療関係団体との連携	19
8	様式類	20
(1)	7回目接種用接種券	20
(2)	予診票	21

1 計画の趣旨と方針

(1) 趣旨

新型コロナウイルス感染症については、感染拡大を防止し、市民の生命と健康を守るため、その対策に取り組んでいる。

令和2年12月9日に「予防接種法及び検疫法の一部を改正する法律」（令和2年法律第75号）が施行され、新型コロナウイルス感染症に係るワクチン（以下、「新型コロナワクチン」という。）を予防接種法の臨時接種に位置付け、厚生労働大臣の指示のもと、都道府県の協力により、市町村において新型コロナワクチンの接種を実施することが決定した。

国からは「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き」等のガイドラインが示された。

これらを踏まえ、本市における新型コロナワクチンの接種対象者、接種体制などを示すため、令和3年3月に「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種実施計画」を策定し、市民への1・2回目接種（以下、「初回接種」という。）を開始した。

その後、令和3年11月に「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種実施計画」を改定し、追加接種（3回目接種）（以下、「3回目接種」という。）を、さらに令和4年5月に同計画を改定し、追加接種（4回目接種）（以下、「4回目接種」という。）を開始し、令和4年9月には、令和4年秋開始接種として、従来株・オミクロン株対応の2価ワクチンを使用した接種（以下、「オミクロン株対応ワクチン接種」という。）を、令和5年5月には、令和5年春開始接種として、オミクロン株対応ワクチン接種を開始している。

この度、令和5年9月13日に関係法令等が改正され、令和5年9月19日に令和5年春開始接種を終了し、令和5年9月20日から令和5年秋開始接種として、重症化予防等を目的に初回接種を完了した生後6か月以上の方を対象としたオミクロン株 XBB1.5 対応1価ワクチン接種を開始することを踏まえ、「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種実施計画」を改定する。

なお、本計画は現時点の内容であり、令和5年秋開始接種終了後の接種等、今後の国・県の方針やワクチンの薬事承認・供給の状況等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとする。

令和6年度以降の接種については、重症化予防を目的に65歳以上の高齢者等の重症化リスクの高い者を対象として年1回の接種を秋冬の時期に行う等、安定的な制度の下での実施について国が検討中であり、動向を注視する。

(2) 実施期間

令和3年2月17日から令和6年3月31日まで

- 市民向け接種は、令和3年4月12日から開始している。
- 令和5年春開始接種は、令和5年5月8日から開始し、令和5年9月19日に終了する。
- 令和5年秋開始接種は、令和5年9月20日から開始し、令和6年3月31日に終了する予定である。

(3) 策定方針

本計画の策定にあたっては、次に掲げる事項に留意する。

- 川崎市医師会、川崎市病院協会、川崎市歯科医師会、川崎市薬剤師会、川崎市看護協会等の医療関係団体と協議する。
- 接種実施医療機関等において、感染症が拡大することのないよう、感染防止対策を講じる。
- 予防接種の実施にあたっては、あらかじめ予防接種を行う医師に対し、実施計画の概要、予防接種の種類、接種対象者について説明する。
- 新興感染症等の診療や通常の診療に過度な負荷が生じないように配慮する。

2 接種対象者

(1) 対象者の範囲及び接種費用

ア 対象者の範囲

新型コロナワクチンの接種は、厚生労働大臣が「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について（指示）」において対象者を指定する。接種を行う日に住民基本台帳に記載されている者を対象として行う。

なお、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」（昭和 35 年法律第 145 号）に基づくいわゆる薬事承認において、接種の適応とならない者は、接種の対象から除外する。

また、新型コロナワクチンの接種日に、戸籍又は住民票に記載のない者その他の住民基本台帳に記録されていないやむを得ない事情があると市長が認める者については、当該者の同意を得た上で、接種を実施する。

イ 接種費用

接種を受ける際の費用は、全額公費負担とする。

(2) 接種場所の原則と例外

新型コロナワクチンの接種は、平時の定期接種と同様に、住民票所在地の市町村で接種を受けることを原則とする。

ただし、長期入院や長期入所している等のやむを得ない事情による場合には、住民票所在地以外で接種を受けることができる。

(3) 対象者

令和 5 年秋開始接種においては、初回接種を完了した生後 6 か月以上の全ての者が対象となる。オミクロン株 XBB. 1. 5 対応ワクチンは、前回接種から 3 か月以上の間隔をおいて、1 回の接種を実施する（武田社ノババックスを使用する場合、前回接種から 6 か月以上の間隔をおいて、1 回の接種を実施）。

初回接種は、引き続き、生後 6 か月以上の未接種者を対象に実施する。

(4) ワクチンの種類

令和5年秋開始接種においては、これまでの接種に用いたワクチンの種類に関わらず、オミクロン株 XBB. 1.5 対応の mRNA ワクチン（ファイザー社又はモデルナ社）を使用する。なお、何らかの理由で、mRNA ワクチンが接種できない場合は、組換えタンパクワクチン（武田社ノババックス）を使用する。

接種回数及び年齢ごとに使用可能なワクチンは、次のとおりである。

	初回接種	令和5年秋開始接種（9月20日～翌年3月31日）
12歳以上	<ul style="list-style-type: none"> ・ファイザー（オミクロン株 XBB. 1.5 対応型） ・武田（ノババックス） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ファイザー（オミクロン株 XBB. 1.5 対応型） ・モデルナ（オミクロン株 XBB. 1.5 対応型） ・武田（ノババックス）
5～11歳	<ul style="list-style-type: none"> ・ファイザー（小児用・オミクロン株 XBB. 1.5 対応型） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ファイザー（小児用・オミクロン株 XBB. 1.5 対応型） ・モデルナ※（オミクロン株 XBB. 1.5 対応型）
6か月～4歳	<ul style="list-style-type: none"> ・ファイザー（乳幼児用・オミクロン株 XBB. 1.5 対応型） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ファイザー（乳幼児用・オミクロン株 XBB. 1.5 対応型）

※モデルナ社製ワクチンは、6歳以上を対象に接種を実施する。

オミクロン株 XBB. 1.5 対応ワクチンの特性は、次のとおりである。

	ファイザー社	モデルナ社
ワクチンの種類	mRNA ワクチン	mRNA ワクチン
保管温度 使用期限	-75℃±15℃：18か月 -20℃±5℃：不可 2～8℃：10週	-20℃±5℃：9か月 2～8℃：30日
1バイアル の単位	6回分 5～11歳、6か月～4歳においては10回分	5回分 6～11歳においては10回分
接種量	0.3m l 5～11歳、6か月～4歳においては0.2m l	0.5m l 6～11歳においては0.25m l
バイアル開 封後の保存 条件等	室温では24時間以内、一度針を刺した後は12時間以内 ※解凍後の再凍結は不可 ※12歳以上は希釈不要 5～11歳、6か月～4歳においては生理食塩水で希釈（5～11歳：1.3m l、6か月～4歳：2.2m l）	一度針をさした後は、2～25℃で12時間 ※解凍後の再凍結は不可 ※希釈不要

(5) 予防接種法における公的関与（努力義務・接種勧奨）

令和5年秋開始接種以降、予防接種法第9条の努力義務、予防接種法第8条の接種勧奨の規定が適用されるのは、65歳以上の者と、6か月以上65歳未満で基礎疾患を有する者である。初回接種・追加接種ともに同様の適用となる。

基礎疾患等を有する者の範囲

（第44回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会資料より）

18歳以上の方の場合

1. 以下の病気や状態の方で、通院／入院している方

- ① 慢性の呼吸器の病気
- ② 慢性の心臓病（高血圧を含む。）
- ③ 慢性の腎臓病
- ④ 慢性の肝臓病（肝硬変等）
- ⑤ インスリンや飲み薬で治療中の糖尿病又は他の病気を併発している糖尿病
- ⑥ 血液の病気（ただし、鉄欠乏性貧血を除く。）
- ⑦ 免疫の機能が低下する病気（治療中の悪性腫瘍を含む。）
- ⑧ ステロイドなど、免疫の機能を低下させる治療を受けている
- ⑨ 免疫の異常に伴う神経疾患や神経筋疾患
- ⑩ 神経疾患や神経筋疾患が原因で身体の機能が衰えた状態（呼吸障害等）
- ⑪ 染色体異常
- ⑫ 重症心身障害（重度の肢体不自由と重度の知的障害とが重複した状態）
- ⑬ 睡眠時無呼吸症候群
- ⑭ 重い精神疾患（精神疾患の治療のため入院している、精神障害者保健福祉手帳を所持している、又は自立支援医療（精神通院医療）で「重度かつ継続」に該当する場合）や知的障害（療育手帳を所持している場合）

2. 基準（BMI 30以上）を満たす肥満の方

18 歳未満の方の場合

以下の病気や状態の方で、通院／入院 している方

1. 慢性呼吸器疾患
2. 慢性心疾患
3. 慢性腎疾患
4. 神経疾患・神経筋疾患
5. 血液疾患
6. 糖尿病・代謝性疾患
7. 悪性腫瘍
8. 関節リウマチ・膠原病
9. 内分泌疾患
10. 消化器疾患・肝疾患等
11. 先天性免疫不全症候群、HIV 感染症、その他の疾患や治療に伴う免疫抑制状態
12. その他の小児領域の疾患（高度肥満、早産児、医療的ケア児、施設入所や長期入院の児、摂食障害）

3 接種状況

国のワクチン接種記録システム（VRS：Vaccine Record System）への登録に基づく1～6回目接種状況は次のとおりである。なお、集計時点での登録数であり、今後の報告によって、数値が変動することがある。

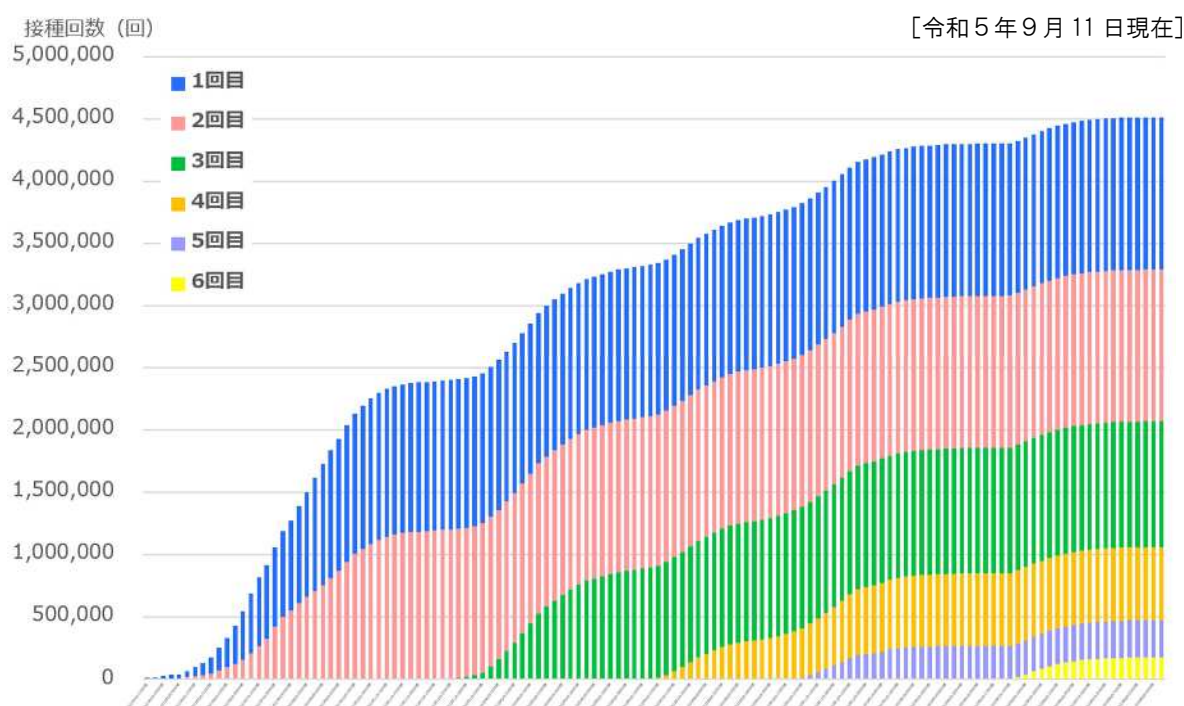
(1) 接種回数

12歳以上の者（転出者等を含む。）に対して、1回目接種を1,223,963回、2回目接種を1,220,315回、3回目接種を1,007,431回、4回目接種を586,519回、5回目接種を298,583回、6回目接種を178,312回実施し、総接種回数は4,515,123回になった（令和5年9月11日現在）。

5歳以上12歳未満の者（転出者等を含む。）に対しては、1回目接種を15,290回、2回目接種を14,896回、3回目接種を6,412回、4回目接種を1,538回、5回目接種を35回実施した（令和5年9月11日現在）。

生後6か月以上5歳未満の者（転出者等を含む。）に対しては、1回目接種を2,492回、2回目接種を2,361回、3回目接種を1,829回実施した（令和5年9月11日現在）。

図1 接種回数
[12歳以上接種回数累計値]



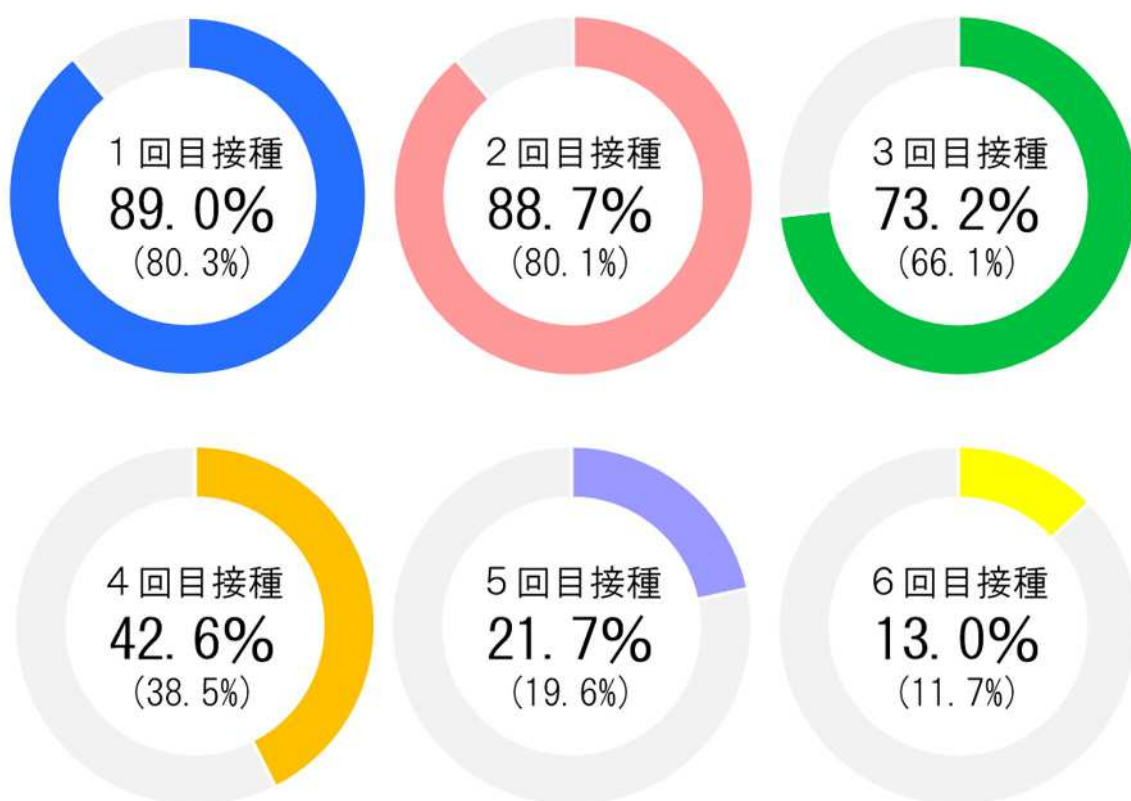
(2) 接種率

12歳以上の者（転出者等を含む。）の接種率は、1回目接種 89.0%、2回目接種 88.7%、3回目接種 73.2%、4回目接種 42.6%、5回目接種 21.7%、6回目接種 13.0%となった（令和5年9月11日現在）。なお、全市民を対象とした場合の接種率をカッコ内に示している。

図2 接種率

[12歳以上の接種率]

[令和5年9月11日現在]



(令和5年1月1日の住民基本台帳に基づき算出)

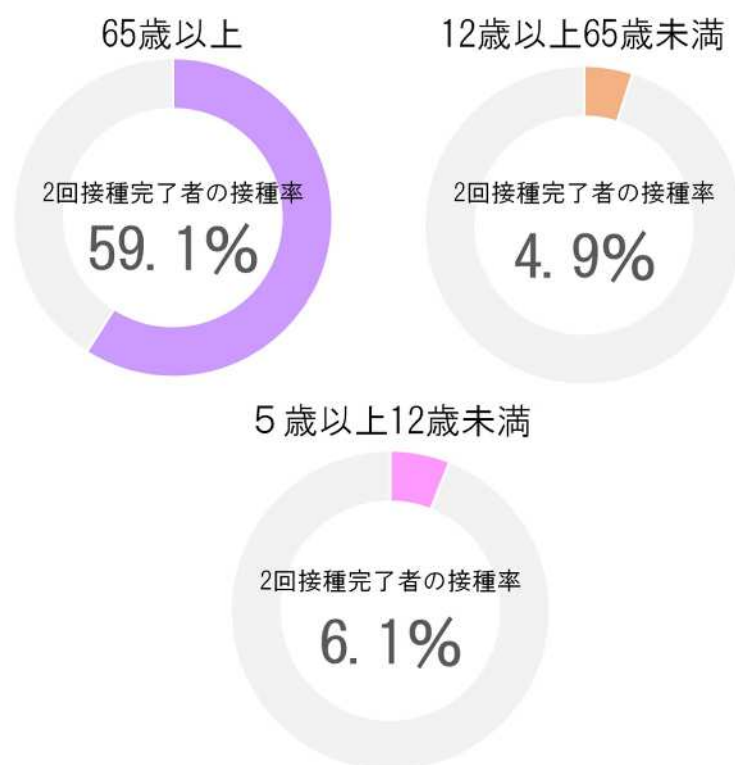
(3) 令和5年春開始接種の接種人数・接種率

令和5年春開始接種のオミクロン株対応ワクチンの接種人数は、208,489人、対象者（初回接種完了者）の接種率は、65歳以上の者（転出者等を除く。）は59.1%、

12歳以上65歳未満の者（転出者等を除く。）は4.9%、5歳以上12歳未満の者（転出者等を除く。）は6.1%となった（令和5年9月11日現在）。

図3 令和5年春開始接種の接種回数・接種率

[令和5年9月11日現在]

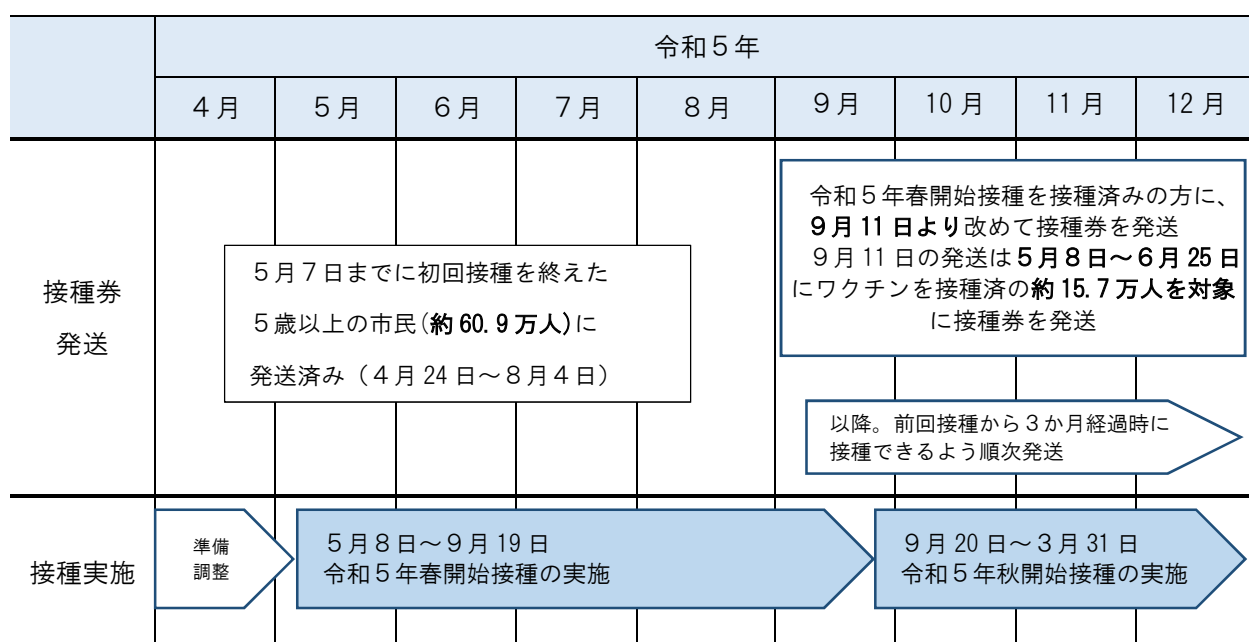


4 接種券の発送

令和5年秋開始接種においては、令和5年春開始接種等の未接種者は、すでに発送済みの接種券を使用する。令和5年春開始接種の実施期間中に接種を受けた方には、前回接種から3か月経過時に接種できるよう、接種券を発送する。

なお、今後、新たに初回接種の対象となる月齢の方については、発送翌月頭に接種可能年齢となる乳幼児を対象に接種券を発送する。

図4 接種スケジュールのイメージ



5 接種体制

(1) 基本方針

本市においては、安全かつ確実に、可能な限り速やかに、希望する全ての対象者に新型コロナワクチンを接種できる体制を構築する。

身近な地域の医療機関（かかりつけ医療機関）で実施する個別接種を基本に、状況に応じて、巡回接種や集団接種を組み合わせる接種を実施する。

なお、各接種体制の定義は次のとおりとする。

接種体制	定義
個別接種	市内の協力医療機関において予防接種を実施
巡回接種	高齢者施設等への巡回による予防接種を実施
集団接種	市が設置する接種会場等において予防接種を実施

※令和5年春開始接種以降、集団接種は実施していません。

(2) 個別接種

ア 接種体制の考え方

- ファイザー社のワクチンは、1回の配送単位が大きく、長期間の保管には超低温冷凍庫を必要とする。
- 超低温環境でワクチン保管を行うことが困難な医療機関においても接種を行えるよう、ワクチンの小分けが必要である。
- 円滑な個別接種の実施に向けては、協力医療機関の体制構築や適正管理によるワクチン移送等の支援が必要である。

イ 接種体制の方向性

- 今後の定期接種化も見据えて、身近な場所で安心してワクチン接種を受けられるよう、地域の医療機関の協力のもと個別接種体制を構築する。

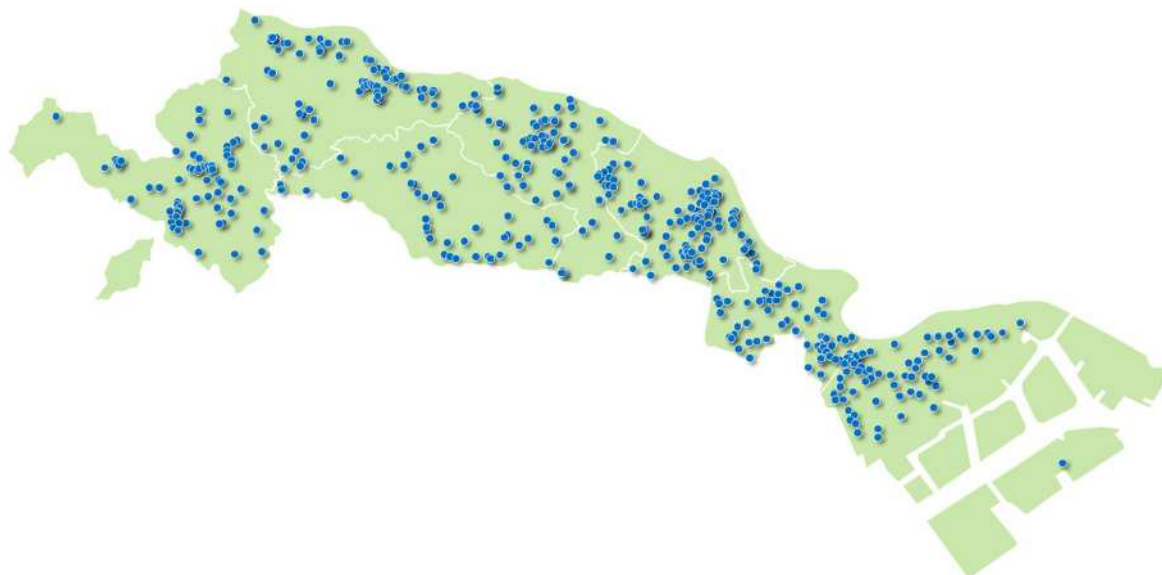
ウ 個別接種体制

- これまでと同等の接種体制を継続する。
- かかりつけ医療機関での接種を基本に、かかりつけ患者以外の希望者にも対応する。

- 新たな接種対象者への初回接種及びきめ細やかな対応による小児・乳幼児接種を実施する。

図5 個別接種実施医療機関のイメージ

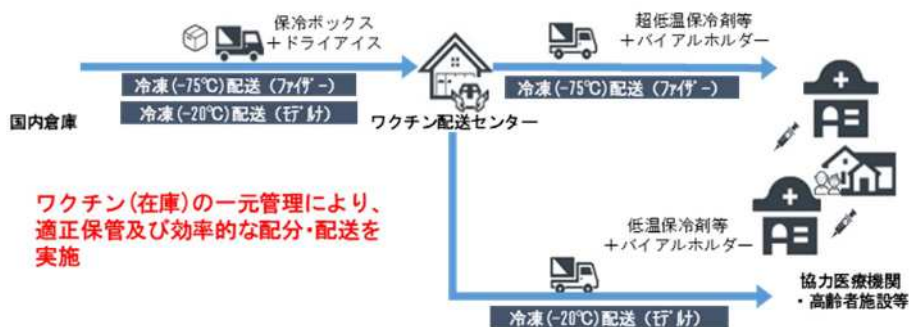
(参考：新型コロナワクチン接種の協力医療機関)



エ ワクチンの管理及び配送体制

- ワクチンを一元的に管理することにより、適正に保管・管理できる環境を整備し、高齢者施設も含め効率的に配分・配送を行う。
- 各月の接種対象者数の見込みを踏まえて、医療機関からの注文に応じて、ワクチンを配送する。

図6 ワクチンの管理及び移送体制のイメージ



[参考]オミクロン対応型ワクチンの保管温度

	-90~-60℃	-25~-15℃	2~8℃
ファイザー	有効期限内	×	10週間
モデルナ	×	有効期限内	30日

オ 個別接種体制の構築に向けた支援

- 新型コロナワクチンは、通常の医薬品とは異なる管理が必要となることから、ワクチンの保管環境の整備に係る支援を継続する。
- ワクチン接種を促進するための支援を継続する。
- ワクチン接種の予約サイトによる接種予約の管理や関連システム等を適切に運用するため、医療機関での対応が困難な場合、代行入力等の運営支援を行う。

(3) 巡回接種

ア 接種体制の考え方

- 高齢者施設の入所者は、感染が発生するとクラスターとなる危険性が高く、感染すれば、重篤な症状となる可能性も高い。
- 施設等に入所・居所する高齢者や特別な配慮が必要な者等においては、医療機関等に赴いてのワクチン接種が困難な状況が想定される。
- 施設等におけるワクチン接種には、嘱託医やかかりつけ医等との連携が不可欠となる。

イ 接種体制の方向性

- 平時の接種方法によるワクチン接種が困難な高齢者施設等においては、施設の嘱託医等の協力により施設に巡回して実施する。
- 障害者やホームレス等、特別な配慮が必要な者に対して、巡回方式により接種を実施する。

ウ 対象となる施設等の概数

- 市内の高齢者施設等の概数は次のとおりである。

施設種類		施設数
高齢者施設	介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	58
	介護老人保健施設	19
	介護療養型医療施設	3
	特定施設入居者生活介護（介護付き有料老人ホーム）	110
	認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）	133
	その他（有料老人ホーム等）	143
	小計	466
障害者支援施設	障害者支援施設	7
	共同生活援助事業所（グループホーム）	358

	生活介護事業所等	172
	小計	537
	合計	1003

※ 令和5年4月1日時点

エ 高齢者施設等への巡回接種の実施

- 高齢者施設等の入所者・入居者等を対象に、施設及び嘱託医等と調整し、接種を実施する。
- これまで接種を行った協力医療機関に対して、引き続き協力を依頼する。
- 巡回接種を実施する施設でワクチンの管理が可能な場合は施設にワクチンを配送する。
- 施設でワクチンの管理が困難な場合には、協力医療機関に配送し、医療機関から施設にワクチンを持参する。

オ 特別な配慮を要する者への接種（地域巡回接種）

- 通常の体制では接種を受けることが難しい障害者（知的・精神）やホームレスなどの特別な配慮を要する者を対象とする。
- 対象者が安心して接種が受けられるよう、臨時的な接種場所を開設するなど、医療従事者等が巡回し、接種機会を提供する。

カ 巡回接種体制の支援

- 施設の嘱託医等による接種体制を構築することが困難な場合は、接種医等の医療従事者の調整を行う。
- 多数の施設への接種を円滑に実施できるよう、巡回接種を実施する協力医療機関の体制整備に係る支援を実施する。

6 ワクチン接種に関連する主な対応

(1) 市民に対する情報提供等

ア 情報提供

- 市民に対して分かりやすく正しい情報を提供するため、市ホームページや市政だより、各種広報媒体を活用するとともに、コールセンターを設置する。

イ 相談対応

- ワクチンに関する一般的な相談に対応するため、コールセンターを設置する。

ウ 転入者等への対応

- 転入前の接種記録が確認できた場合は、接種実施時期に応じて接種券を発送し、確認できなかった場合は、接種券申請手続きの案内を発送する。
- ウェブ、コールセンター、郵送により、接種券発行に関する申請受付を実施する。

(2) ワクチン接種の予約受付・予約支援

ア 予約コールセンター

- 接種予約の受付を行う予約コールセンターを設置する。

イ 予約サイト

- 個別接種（協力医療機関）の接種予約の受付を行う予約サイトを開設する。

ウ 予約支援

- かかりつけ患者には、予約受付について声掛けを行うなど、円滑に予約が取れる体制を構築する。
- ワクチン接種を実施している医療機関がわかるよう、接種券に協力医療機関の一覧を同封する。

(3) 初回接種の推進

- 新たな対象者や未接種者への初回接種を実施する。

(4) 乳幼児・小児接種の実施

- 乳幼児(生後6か月～4歳)及び小児(5歳～11歳)ワクチン接種においては、他のワクチンとの接種間隔の確認のほか、本人及び保護者等への丁寧な説明、接種前後におけるきめ細やかな対応などが必要なことから、小児への定期接種を実施している医療機関を中心に体制を構築する。
- 本人や保護者が正しい知識に基づき接種の実施について検討できるよう、リーフレットの提供(接種券同封)、市ホームページ等を活用した情報提供、子どもに関わる業務に携わる方々への小児接種に関する情報提供を実施する。

(5) ワクチンの有効活用

- ワクチン配送センター等においては、温度監視システムの活用による適切な温度管理を行う。
- ワクチンの廃棄を防ぐため、医療機関間等でワクチンを融通する。

(6) 副反応への対応

副反応への対応は、国の役割(ワクチンに係る科学的知見の国民への情報提供、副反応疑い報告制度の運営及び健康被害救済に係る認定等)、都道府県の役割(専門的相談支援体制の確保等)、市町村の役割(医療機関以外の接種会場の運営、住民からの相談対応、健康被害救済の申請受付・給付等)を踏まえ、次のとおり実施する。

ア 協力医療機関での対応

- 被接種者に予防接種に対する不安によって生じるISRRの症状が見られた場合は、適切に対応する。
- 救急搬送に備え、関係部署との連携体制を構築する。

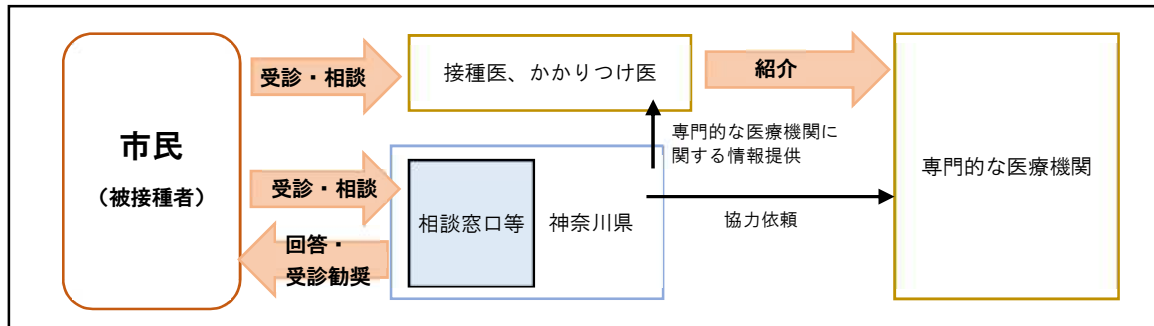
イ コールセンターでの対応

- 副反応に関する一般的な相談対応や、必要に応じてかかりつけ医等への受診案内を行うコールセンターを設置する。
- 保健師等の専門職を配置し、専門的な助言が必要なコールセンターへの相談等に対応する。

ウ 神奈川県との連携

- 相談内容や被接種者の症状等に応じて、県が設置する専門的な相談窓口や専門的な医療機関につなげることができるよう、神奈川県との連携を図る。

図7 ワクチン接種後の副反応等に対応する医療体制の確保



エ 健康被害救済制度

- 予防接種法の規定による副反応疑い報告は、「定期の予防接種等による副反応の報告等の取扱について」（平成25年3月30日健発0330第3号、薬食発0330第1号厚生労働省健康局長、医薬食品局長連名通知）に基づき実施する。
- 予防接種法第15条の規定に基づき、川崎市長は、新型コロナウイルスワクチンを接種したことにより健康被害が生じたと厚生労働大臣が認めた者について救済給付を行う。なお、救済給付に係る費用は、同法附則第7条第3項の規定により国が負担する。

(7) 障害者・外国人・戸籍又は住民票に記載のない者への対応

ア 障害者への対応

- 障害特性に応じた合理的配慮を踏まえ、郵送物への点字や音声コードの表記、FAXによる相談受付等の対応を行う。

イ 外国人への対応

- 国が多言語化する予診票を活用する。
- コールセンターにおいて多言語対応を行う。

ウ 戸籍又は住民票等に記載のない者等への対応

- DV等避難者、ホームレス、いわゆるネットカフェ難民等、戸籍又は住民票に記載のない者は、申し出に基づき、居住実態がある場合は接種券を発行する。

- 市のホームページ等で接種に関する必要な手続きについて案内し、関係部署や関係団体と連携し対応する。

7 市内医療関係団体との連携

安全かつ確実に、可能な限り速やかに、希望する全ての対象者にワクチン接種を実施できる体制を構築するため、市内医療関係5団体（川崎市医師会、川崎市病院協会、川崎市歯科医師会、川崎市薬剤師会、川崎市看護協会）等の協力・連携のもと、医療従事者の確保をはじめ、市民への啓発・広報等の必要な取組を進める。

8 様式類

(1) 7回目接種用接種券

接種の予約に必要なあなたのログインID

--	--	--

川崎市 新型コロナウイルスワクチン接種券

当日の持ち物

- ワクチン接種券
シールを剥がさずに、接種場所へ台紙ごとお持ちください。
- 予診票
事前にご記入の上、ご持参ください。
- 本人確認書類
マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証など

接種券			
券 種	2	(□ 予診のみ)	7 回目
請求先	神奈川県川崎市 141305		
券番号			
氏 名			

診察したが接種できない場合			
券 種	1	(■ 予診のみ)	7 回目
請求先	神奈川県川崎市 141305		
券番号			
氏 名			

新型コロナウイルスワクチン 予防接種済証 (臨時接種)	
Certificate of Vaccination for COVID-19	
7 回目	
接種年月日	メーカー/ロット (シール貼付)
年	
月	
日	

新型コロナウイルスワクチン接種記録

	接種年月日	メーカー
1回目		
2回目		
3回目		
4回目		
5回目		
6回目		

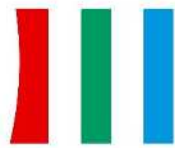
氏 名	
住 所	
生年月日	

※予防接種台帳管理システム又はワクチン接種記録システム (VRS) に記載されている情報を基に作成しています。

※接種の記録が確認できないなどの場合は、「※」を表示しています。

※接種の予約がされる際には、前回の接種年月日からの接種間隔をご確認ください。

予防接種済証 (臨時接種) は、予防接種法に基づく臨時接種として行われていることを示しています。臨時の接種済証という意味ではありませんので、接種が終わった後、予防接種済証 (臨時接種) は大切に保管してください。



Colors, Future!

いろいろって、未来。

川崎市

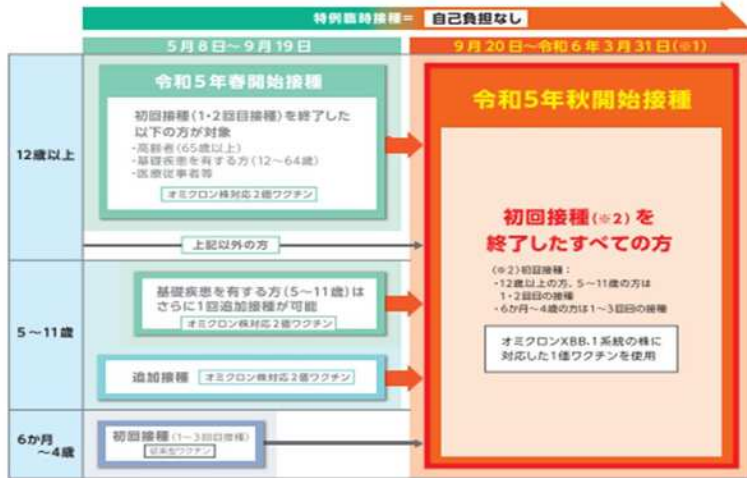
**川崎市新型コロナウイルス感染症に係る予防接種実施計画
〔第6版〕**

発行	川崎市
発行年月	令和5年9月
編集	川崎市健康福祉局保健医療政策部 予防接種企画担当

川崎市新型コロナウイルス感染症に係る予防接種実施計画〔第6版〕（概要版）

1 令和5年度の新型コロナワクチン接種の概要

- 実施期間等：令和3年2月17日から**令和6年3月31日まで**〔厚生労働大臣が指示する期間に応じて実施〕追加接種（令和5年春開始接種・令和5年秋開始接種）が特例臨時接種に位置付け【全額公費負担】
 - 重症化リスクの高い者等を対象とした **令和5年春開始接種（5月8日～9月19日）** と
 - 全ての年齢の者を対象とした 令和5年秋開始接種（9月20日～令和6年3月31日）** を実施
- 令和5年秋開始接種について
 - 追加接種に**オミクロン株XBB.1.5対応1価ワクチン**を使用
 - 【対象者】初回接種を完了した**生後6か月以上の全ての方**
 - 【接種間隔等】前回の接種から**3か月以上の間隔**をおいて**1回の接種**を実施・**期間中1人1回のみ**
 - 令和5年秋開始接種の期間中は、初回接種も**オミクロン株XBB.1.5対応1価ワクチン**を使用
 - 【対象者】**生後6か月以上の全ての未接種者**
 - 【接種間隔等】初回接種として計2回※の接種を実施（1回目接種から3週間の間隔をおいて2回目の接種を実施）
 - ※6か月～4歳は計3回（1回目接種から3週間・8週間の間隔をおいて2・3回目の接種を実施）



- 公的関与（接種勧奨・努力義務）について
公的関与（予防接種法上の接種勧奨及び努力義務）は、令和5年秋開始接種（9月20日）以降、初回接種・追加接種ともに対象変更
 - 65歳以上の方や基礎疾患を有する方は、公的関与の対象
 - 65歳未満の健常な方は、公的関与の対象外**
 - 公的関与に係らず、すべての接種対象者へ全額公費負担で接種を実施

2 接種状況

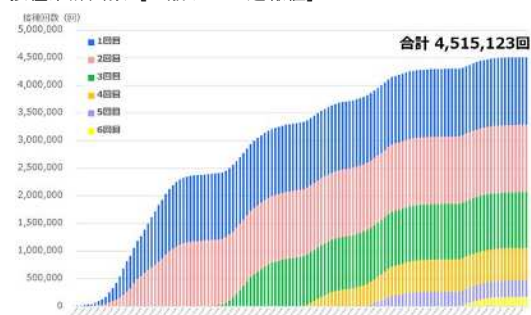
接種累計回数 [12歳以上・速報値]

令和5年9月11日現在

令和5年春開始接種

年代別接種率〔速報値〕

令和5年9月11日現在



3 接種スケジュール

区分	R5.4	R5.5	R5.6	R5.7	R5.8	R5.9	R5.10	R5.11	R5.12	R6.1	R6.2	R6.3
接種券発送					5月7日までに初回接種を終えた5歳以上の市民（約60.9万人）に発送済み（4月24日～8月4日）							
接種実施					準備・調整	5月8日～9月19日 令和5年春開始接種の実施			9月20日～3月31日 令和5年秋開始接種の実施			

令和5年春開始接種を接種済みの方に、9月11日より改めて接種券を発送
9月11日の発送対象：5月8日～6月25日に接種済の約15.7万人
以降、前回接種から3か月経過時に接種できるよう順次発送

4 接種体制

(1) 個別接種体制（市内医療機関における予防接種）

【方向性】身近な地域での接種を基本に、定期接種化も見据え、市内医療機関による安定的な接種体制を確保

①接種体制

【協力医療機関の施設数】



【個別接種の実施】

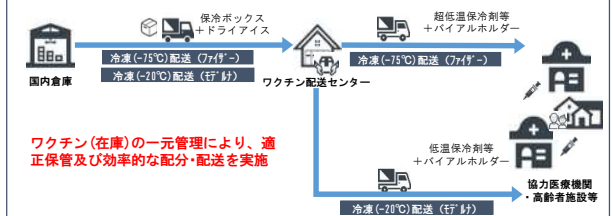
- かかりつけ医療機関での接種を基本に、
- かかりつけ患者以外の対象者への対応
- 引き続き、初回接種、追加接種の実施及びきめ細やかな対応による小児・乳幼児接種の実施等

②協力医療機関に対する支援

- 個別接種促進支援事業（1回につき2,000円・週100回以上接種を4週間以上行った期間）
- 予約システム・コロナワクチンナビ等の代行等

③ワクチンの管理及び配送体制

各月の接種見込数を踏まえながら、医療機関の注文に応じてワクチンを配送



【参考】オミクロン株XBB.1.5対応1価ワクチンの保管温度

	-90～-60℃	-25～-15℃	2～8℃
ファイザー	有効期限内	×	10週間
モデルナ	×	有効期限内	30日

(2) 巡回接種体制（高齢者・障害者施設等への巡回による予防接種）

【方向性】施設入所者等への接種を調整・支援

【巡回接種の協力医療機関数】 約150施設

【巡回接種施設の概数（令和5年4月1日現在）】

① 高齢者施設 計466施設

- 老人福祉施設（58施設）
- 老人保健施設（19施設）
- 療養型医療施設（3施設）など

② 障害者施設 計537施設

- 障害者支援施設（7施設）
- 共同生活援助事業所（358施設）
- 生活介護事業所（78施設）など

【巡回接種体制整備に係る支援】

- 接種医の確保に係る施設と医療機関のマッチング調整
- 応援医療機関負担軽減協力金（医師5万円・看護師2万円）
- 施設向け巡回接種ガイドブックの作成・周知 など

【令和5年春開始接種の進捗状況（令和5年9月1日現在）】

- 高齢者施設：410施設で接種を実施
- 障害者施設：295施設で接種を実施
- 市内の多くの施設でオミクロン株対応ワクチンを接種済み**

5 ワクチン接種に関連する他の取組

(1) 小児接種・乳幼児接種

- 本人や保護者が安心して相談・接種を受けられるよう、小児への定期接種を実施する協力医療機関を中心に、接種を継続
- 本人や保護者が正しい知識に基づき接種を検討できるよう適切な情報提供を実施

(2) 副反応に関する相談体制

- かかりつけ医療機関や接種医療機関による対応
- 川崎市新型コロナウイルスワクチン予約コールセンター及び保健師等の専門職配置による相談対応
- 神奈川県副反応等相談コールセンターによる相談対応（医学的知見を必要とする専門的な相談窓口）

6 今後の新型コロナワクチン接種

- 令和6年度以降の接種については、重症化予防を目的に65歳以上の高齢者等の重症化リスクの高い者を対象として年1回の接種を秋冬の時期に行う等、安定的な制度の下での実施を国において検討中